

ものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第459号

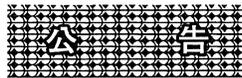
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和4年8月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年8月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
安曇野都市計画下水道事業
犀川安曇野流域下水道
- 2 施行者の名称
長野県
- 3 事務所の所在地
長野県犀川安曇野流域下水道事務所（安曇野市豊科田沢6709）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分
変更なし

5 事業施行期間

自 平成4年6月26日
至 令和11年3月31日

生活排水課

公告

令和4年8月9日、上伊那美和土地改良区の定款変更を認可しました。
令和4年8月18日

長野県上伊那地域振興局長 竹村 浩一郎

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和4年8月18日

長野県長野建設事務所長 吉川 達也

1 (1) 許可番号

令和4年7月13日 長野県長野建設事務所指令4長建第102-2号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市墨坂1-1668-2の内、1668-7の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字須坂1426
湯本 浩司

2 (1) 許可番号

令和4年6月9日 長野県長野建設事務所指令4長建第103-1号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字雁田字上町548-10、548-12、字宮下571-9、572-21

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2990
湯本 栄二、湯本 隆代

都市・まちづくり課